

## ぜんまい（栽培のものに限る）の出荷制限解除について （丸森町）

令和2年4月15日，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，下記のとおり出荷制限の解除について指示がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

平成24年5月11日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，出荷制限指示\*が出されていた丸森町のぜんまい。\*放射性セシウム（300Bq/kg）

#### 2 経過

- 解除の対象となる生産者1名は，昭和61年頃から自宅裏で採取したぜんまい（種株）を，田畑の畦部（圃場）に移植し栽培してきた。
- 出荷制限指示後から，地表堆積物の場外への除去や塩化カリウムを散布するなど，解除に向け栽培管理を徹底したところ，平成30年春及び令和元年春に採取した検体を検査した結果，食品の基準値（100Bq/kg）を大幅に下回る，平均値 7.6Bq/kg（最大値 9.4Bq/kg）であった。

#### 3 解除後の出荷管理及び検査等

- 生産者は県の認証登録を受けて出荷を開始する。
- 出荷物には品目，栽培地，収穫日，生産者の住所及び氏名を明示し，登録先の販売施設（近隣の直売所，道の駅等）に限定して販売する。
- 県は販売施設に対して登録者情報を周知するとともに，丸森町と連携して巡回指導及び監視を実施する。
- 県による検査は，出荷前に1検体以上実施し，併せて出荷期間中に毎週1検体以上実施して安全性を確認する。

#### 4 参考

- 出荷制限と解除の状況  
これまで気仙沼市，大崎市，丸森町でぜんまいの出荷制限が指示されていたが，今回，丸森町のぜんまい（栽培のもの）が解除されたもの。
- 出荷制限解除の仕組み  
市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い，制限解除が指示される。

※ 令和2年4月15日現在の宮城県内の林産物の出荷制限等の状況については，別紙「林産物の出荷制限及び出荷自粛の状況」のとおりです。

# 林産物の出荷制限及び自粛等の状況

：直近で出荷制限の解除、一部解除（ ）は解除された生産者数

令和2年4月15日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	きそてつ (こまみ) ※解除	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木ムキタケ	野生きのこ	原木なめこ	備考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				(●)H24.5.1 ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15											制1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※29.7.11(1名)解除 ※29.11.28(2名)解除 ※29.12.14(1名)解除 ※30.4.27(1名)解除 ※1.8.8(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※31.2.14(1名)解除				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小 齋村解除 ※30.11.28 旧筆甫村、旧大 内村解除		●24.5.11 ※02.4.15 栽培ものに 限る解除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.27 ※27.2.18(2名)解除 ※27.7.21(3名)解除 ※28.1.8(2名)解除 ※1.10.21(1名)解除 ※2.3.5(1名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※30.1.18(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※27.2.18(1名)解除			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※27.4.10(1名)解除 ※27.9.28(1名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※30.2.13(1名)解除		●24.4.27 ※H27.6.23 (栽培) H29.5.23(野 生)解除	●24.5.9	(●)28.6.7 旧三本木町に 限る) ※30.10.25解除	●26.4.25	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18		制6 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※27.9.11(2名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※28.12.19(1名)解除 ※29.4.6(1名)解除 ※29.8.8(1名)解除 ※30.1.12(1名)解除 ※2.1.10(1名)解除		(●)24.5.2 ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※28.1.25(1名)解除 ※28.6.2(1名)解除 ※28.12.7(1名)解除 ※30.9.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除		●24.4.27 ※30.11.13 解除	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町、旧高 清水町、旧瀬峰 町、旧志波姫町 解除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14 旧一迫町解除	●26.4.25			○23.11.16 ※27.7.17 ※28.2.2 (1名)解除 ※30.1.19 (1名)解除 ※1.12.10 (1名)解除 ※1.12.17 (1名)解除	●24.10.18		制5、自1 一部解除3
石巻市	●24.4.19											制1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※26.8.26(2名)解除 ※27.2.13(2名)解除 ※28.4.22(1名)解除			●24.5.7								制2 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※27.8.25(1名)解除		(●)24.5.9 ※29.7.24 解除	●24.5.11		(●)26.4.25 ※30.8.6解除	●24.5.11				○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除 ※1.12.18 (1名)解除	制3、自1 一部解除2
南三陸町	●24.4.11 ※27.7.17(1名)解除 ※27.12.25(1名)解除 ※29.1.6(1名)解除			●24.5.9								制2 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	2	3	2	0	4	0	制41
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の月日○出荷自粛要請の月日※出荷制限解除の月日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計49名  
解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名  
解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計4名  
解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計5名

## \*「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。  
・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制限  
注「原木しいたけ(露地)」「施設」「原木むきたけ」「原木なめこ」の出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定」の生産者に対する限  
定解除であり、( )内の人数は、解除日より新たに出荷再開できるようになった人数である。